

ライフ ワーク LIFE おおいた

中小企業退職金共済制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。ぜひご検討ください！



- 国の制度だから安心
- 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単
- パートさんの加入もOK

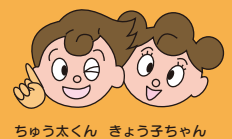
詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211



◆ トピックス ◆

- ☐ 「第4回おおいた食と暮らしの祭典」を開催します
- ☐ 女性活躍推進法が改正されました
- ☐ パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！
- ☐ 大分市商工労働メールマガジンを配信します！

「第4回おおいた食と暮らしの祭典」を開催します

多彩なイベントを同時開催！大分の食や文化にあふれる 20 日間

第4回 おおいた食と暮らしの祭典

期間：10月1日（火）～20日（日） 場所：大分城址公園・若草公園・ふないアクアパーク ほか

大分城址公園 10月1日（火）～20日（日）

午前10時～午後5時

●植木造園展

庭木・花苗の展示即売に加え、和風庭園を設置

夜間は仮想天守イルミネーションと併せ、庭園のライトアップを実施

※ライトアップは午後11時まで



●ふれあい元気広場

障がいのある方の自立と社会参加に向け、各事業所で作られた授産製品などを販売

●錦鯉・金魚・メダカ展示即売会

●八幡浜市 PR ブース 5日（土）・6日（日）

愛媛県八幡浜市から、八幡浜ちゃんぽんを出店

●帯広市の観光と物産展 12日（土）～19日（土）

観光文化姉妹都市である北海道帯広市の特産品の展示販売



●ひろえば街が好きになる運動 12日（土）・13日（日）

街の環境美化やマナーの大切さに気づいてもらうため清掃活動を実施

※そのほかにも、週末にはステージイベントを実施

若草公園 10月1日（火）～14日（月・祝）

午前10時～午後5時

●青空マーケット&市町村なかよしマーケット

県内市町村による食や観光 PR コーナーのほか、

県内の雑貨・カフェ・パン・菓子などの人気店舗が大集合！



ふないアクアパーク 10月1日（火）～14日（月・祝）

午前10時～午後5時

●グッドふないビレッジ&キッズカフェ

公園内にふわふわ遊具が出現！子どもたちが気軽に遊ぶことのできる公園に！

5日（土）、6日（日）はワイン祭り「Let's ワイン！」を開催



ガレリア竹町ドーム広場

午前 10 時～午後 4 時

- ふれあい元気広場 5 日（土）
- 土砂災害防止に関する展示会 5 日（土）
土砂災害に関するパネル展示や模型を使っでの発生メカニズムを解説！
- 一日まちの保健室 5 日（土）
各種健康相談や血圧測定、体脂肪測定など
- 第 42 回みんなの消費生活展 13 日（日）・14 日（月・祝） ※14 日は午後 3 時まで
子ども向けワークショップや消費生活に関するクイズなどを実施
- みんなで考えよう！ごみ減量・リサイクル 13 日（日）・14 日（月・祝） ※14 日は午後 3 時まで
3 きり運動（使いきり・食べきり・水きり）紹介や分別クイズ、かえっこバザールを実施
- 計量展 13 日（日）・14 日（月・祝） ※14 日は午後 3 時まで
特殊な計量器の展示、計量クイズを実施



コンパルホール 10 月 12 日（土）～14 日（月・祝）

午前 10 時～午後 4 時

- OITA ものづくり展 2019 12 日（土）・13 日（日）
市内の企業や大学、工業系高校などによる技術の発表紹介のほか、こけ玉作りや木製家具の作成などの体験教室を実施
- 大分市児童地図作品展 12 日（土）～14 日（月・祝）
- 諸流派合同市民茶会 13 日（日） ※午後 3 時まで



アートフラザ

午前 10 時～午後 5 時

- 諸流いけばな展 5 日（土）・6 日（日）
日本特有のいけばなを諸流派が一堂を会して展示
- 理科自由研究作品展 12 日（土）・13 日（日）
小・中学校の理科自由研究作品約 300 点を展示するほか、「科学体験コーナー」も設置



大分駅府内中央口広場

午前 10 時～午後 6 時

- 第 7 回宗麟公まつり 5 日（土）・6 日（日） ※6 日は午後 4 時まで

イベントスケジュールは予定です。

開催日・時間等が変更・中止になることがございますのでご了承ください。

主 催

大分市・大分商工会議所・大分合同新聞社

お問い合わせ先

おおいた食と暮らしの祭典実行委員会事務局（大分市商工労政課内）

TEL：097-585-6011

E-mail：kougyou@city.oita.oita.jp

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の**策定義務の対象**や女性の活躍に関する**情報公表**が変わります

令和元年5月29日、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し、令和元年6月5日に公布されました。改正内容は以下のとおりです。

1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（施行：公布後3年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が**301人以上から101人以上の事業主**に拡大されます。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

2. 女性活躍に関する情報公表の強化（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が**301人以上**の事業主は、情報公表項目について、

①職業生活に関する機会の提供に関する実績

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

の各区分から**1項目以上公表**する必要があります。

（※）現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

（※）行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

<各区分の情報公表項目のイメージ> ※詳細については、省令において示される予定です。

①職業生活に関する機会の提供	②職業生活と家庭生活との両立
- 採用した労働者に占める女性労働者の割合 - 男女別の採用における競争倍率 - 労働者に占める女性労働者の割合 - 管理職に占める女性労働者の割合 - 係長級にある者に占める女性労働者の割合 - 役員に占める女性の割合 - 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 - 男女別の再雇用又は中途採用の実績	- 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 - 男女別の育児休業取得率 - 労働者の一月当たりの平均残業時間 - 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 - 有給休暇取得率

3. 特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））の創設（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

（※）認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

（※）認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

お問い合わせ先 大分労働局 雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

【施行時期】 公布後 1 年以内の政令で定める日（改正法は令和元年 6 月 5 日に公布）

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後 3 年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

改正ポイント①

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じてない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。 ※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の 3 つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。

改正ポイント②

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

1. セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されます

（パワハラ、いわゆるマタハラも同様（2、4も同じ））

※セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

2. 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます

3. 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます

※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

4. 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大されます

※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

★ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しています。
社内の体制整備にぜひご活用ください。

出張労働相談

労働について悩みを持つ皆さまの様々なご相談を、社会保険労務士や行政機関職員がお受けする出張労働相談を開催いたします。

予約不要・秘密厳守・相談無料ですので、お気軽にお越しください。

【日 時】令和元年10月5日（土） 午後1時～4時

※受付は午後3時30分まで

【場 所】あけのアクロスタウン 2番街アウトモール（新館1階中央通路）



《相談事例》

- 賃金・残業代の未払い
- 長時間労働・休日出勤
- 各種ハラスメント
- 雇用保険社会保険の加入
- 突然の解雇・退職引き止め
- 年次有給休暇の取得 など

お問い合わせ先 大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964

大分市商工労働メールマガジンを配信します！

大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などを、メールマガジンで随時配信していきます。企業に役立つ情報を紹介していきますので、ぜひご登録ください。

登録企業を
募集しています！



申込みフォームは
こちらから！

大分市商工労働メールマガジン

検索

お問い合わせ先 大分市商工労政課 管理・計量担当班 TEL：097-537-5625

一日計量パトロールを行います

平成5年11月1日に新計量法が施行されたのを記念し、11月1日を計量記念日、11月を計量強調月間として全国各地で記念日行事が行われています。

大分市でも、計量思想の普及、啓発を図るため11月1日の計量記念日に一日計量パトロールを行います。

消費者代表（主婦など）4名を一日計量パトロール員に委嘱します。その後、実際に買い物をしてもらい、持ち帰った品について内容量が本当に正しいのかを確認します。また、その結果を基に、試買店舗の代表者との意見交換会を行います。



お問い合わせ先 大分市商工労政課 管理・計量担当班 TEL：097-537-5625

11 月は「下請取引適正化推進月間」です

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

下請適正取引等推進のためのガイドラインをご利用ください！！

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者の皆さま方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。2017 年 3 月末時点で、18 業種で策定しています。望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

中小企業庁ホームページからダウンロードできますので、下請取引等の改善にお役立てください！

事業主の皆さまへ

働き方改革関連法の施行に係る取引上の配慮について

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！ **ダメ！短納期発注！！**

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆さまは、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

認知症サポーター養成講座 申し込み団体募集中！

～あなたも認知症サポーターになりませんか？～

大分市では、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。講座は 1 時間～1 時間 30 分程度で、認知症の正しい基礎知識や、接し方などを学びます。職場研修等の機会を利用し、認知症について学んでみませんか。

【申込み条件】

- ★ おおむね 5 名以上の団体から申込可能です。
- ★ 講師料、資料代は無料です。
- ★ 会場の手配は申込者で行っていただきます。
※会場費は申込者の負担となります。
- ★ 実施日時は月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間です。
※上記以外の時間帯をご希望の方は申込先へご相談ください。

所属職員の半数以上の受講で県の「オレンジカンパニー」に登録申請ができます。

※介護サービス事業所、医療機関を除く



【受講者に無料配布】
認知症サポーターのしるし
「オレンジリング」



お問い合わせ先

大分市長寿福祉課 権利擁護担当班

TEL : 097-537-5771

11 月 20 日(水)は・・・

県民ノ一残業デー

大分労働局では、毎年 11 月の第 3 水曜日に「県民ノ一残業デー」を実施しており、大分県民全体での取組を呼びかけています。

大分県の総労働時間は、全国平均に比べて長時間となっており、さらに、近年増加を続けています。「県民ノ一残業デー」の取り組みを契機に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、働き方を見直しましょう。

定時に帰ろう！！



お問い合わせ先 大分労働局 雇用環境・均等室
TEL：097-532-4025

「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください！！

働き方改革にチャレンジしてみませんか？

働き方改革は、育児や介護がしやすい、年休が取得しやすい、女性・障がい者なども働きやすい、セクハラ・パワハラがないなど、働きやすい魅力ある職場づくりを目指すことにより、人材の確保・定着、生産性の向上等を進めるものです。

取組事例の紹介、各種助成金、訪問による無料コンサルティングなども用意していますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 【大分労働局委託事業】大分働き方改革推進支援センター
(大分県社会保険労務士会内)
TEL：0120-450-836

〇お知らせ

『ワーク LIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワーク LIFE おおいた 2019 年 10 月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号

TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077

E-mail：rousei@city.oita.oita.jp

大分市ホームページからもご覧いただけます

<https://www.city.oita.oita.jp/>